

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 社会援護局地域福祉課

<p>施策名</p>	<p>地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること (VII-2-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標 2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的として、日常生活自立支援事業等の要援護者の自立に向けた事業を実施する。</p>	
<p>施策に関する評価結果のすべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備することが期待されている。 しかしながら、少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化の問題、高齢化や障害者等の電球交換といった軽微な生活課題など既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など多くの課題があり、地域における支え合いの強化が求められている。</p> <p>【有効性の観点】 ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成20年度中に退所した者の約60%が、就労又は福祉等の措置により自立を果たしていることから、その事業に有効性があると認められる。 運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い数字を維持してきており、その有効性が認められる。</p> <p>【効率性の観点】 ホームレス総合相談推進事業等によりホームレスの各人の状況に応じた取組を行っており、効率的に自立が図られていると評価できる。 福祉サービス利用者からの苦情については、事業者自身がその解決に努めることとされており、都道府県社会福祉協議会に置く運営適正化委員会が実施する苦情解決は、その補完的役割を担うものであり、このような仕組みのもと、効率的な事業実施を図っていると認められる。</p> <p>【総合的な評価】 ホームレス自立支援センターを利用し、就労及び福祉等の措置により退所した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できる。今後もホームレス個々の状況に応じ、自立に向けた支援を行うとともに、退所した者が再び路上に戻ることはないよう、アフターケアが必要な者には定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行うことが必要である。 運営適正化委員会における苦情受付件数は、ここ数年横ばいであり、その解決件数の割合は高水準を維持しているため、福祉サービス利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できる。今後とも、高い解決率を維持しつつ、福祉サービスの利用者に対し、本制度の周知に努める必要がある。</p> <p>【評価結果の分類】</p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</p> <p>ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <input type="checkbox"/> 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input type="checkbox"/> 見直しを行わず引き続き実施 <input checked="" type="checkbox"/> 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）</p> <p>(理由) 個別目標1については、ホームレス数が減少していることから、現行のホームレス事業が有効に機能してい</p>	

ることが評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施するが、現下の厳しい雇用情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により、今後ホームレス等の増加が考えられるため、事業の拡充を予定している。

個別目標2については、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い数字を維持してきており、現行の苦情解決事業が有効に機能していると評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	全国のホームレスの数(人) (前年以下/毎年)	—	—	—	18,564 【—】	16,018 【114%】
2	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合(%) (60%以上/毎年度)	64 【107%】	61 【102%】	59 【98%】	59 【98%】	58 【97%】
3	福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位:%) (95%以上/毎年度)	95.7 【100.7%】	95.0 【100.0%】	96.7 【101.8%】	95.1 【100.1%】	96.6 【101.7%】

(調査名・資料出所、備考)

- 指標1は、ホームレスの実態に関する全国調査により各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課において取りまとめたものであり、平成19年、平成20年は共に1月の数値である。なお、平成16年～18年は調査を実施していない。
【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html>
- 指標2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。
- 指標3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによるもので、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載している。なお、「運営適正化委員会」とは、福祉サービスに関する苦情の解決のあっせん等を行う組織で、社会福祉法第83条に基づき、都道府県社会福祉協議会に設置されている。

関係する施政方針演説等閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)